

滑川市ごみ集積場設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、滑川市ごみ集積場設置補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ごみ集積場」とは、家庭ごみの定期収集日に各家庭から排出されるごみを一時的に集積するため、一定の地域又は世帯を単位として設けられる施設等であつて、市長が認めたものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、清潔で住みよい地域社会づくりの推進に寄与するため、自治会、町内会その他これらに準ずる団体がごみ集積場を設置した場合、その設置に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金は、当該ごみ集積場の設置に要する経費が100,000円未満のときは、交付しない。

(事前協議)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、第7条に定める書類を市長に提出する前に市と協議して、補助金の交付を受けようとするごみ集積場が次条第1号から第4号までの要件を備えていることの確認を受けなければならない。

(補助の要件)

第5条 この補助金の交付の対象となるごみ集積場は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 周囲を3方以上（可燃ごみの集積場の用に供するときは、上部及び周囲を4方）囲うものであつて、風雨、鳥獣等によるごみの飛散を防止する構造・態様であること。
- (2) 容易に劣化しない構造及び材質を有し、転倒、倒壊、飛散等の危険を防止する措置が取られていること。
- (3) ごみの搬入・搬出が円滑に行える場所に設置するものであること。
- (4) 除雪等を容易に行うことができる場所に設置するものであること。
- (5) 前条の確認を受けていること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、ごみ集積場の設置に要した経費の2分の1以内とし、ごみ集積場1か所について100,000円を限度とする。ただし、既設のごみ集積場を統合する場合であつて、当該統合する既設のごみ集積場の数が2か所の場合にあつては150,000円、3か所以上にあつては200,000円を限度とする。

2 前項の規定により算定した額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請書等)

第7条 規則第3条による補助金の交付申請書等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	部 数	提 出 期 限
補助金交付申請書	第1号	各1部	毎年度市長が定める。
事業実績書	第2号		
収支精算書	第3号		

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する事業の実績報告は、前条の事業実績書をもってかえるものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金を申請目的以外に使用したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 不正の行為があったとき。
- (4) 設置後5年以内に管理が不十分で使用に耐えなくなったとき。

附 則

- 1 この告示は、昭和55年4月1日から適用する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日以降に設置されるものについて適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成4年4月1日以降に設置されるものについて適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成17年4月1日以降に設置されるものについて適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成18年4月1日以降に設置されるものから適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成19年4月1日以降に設置されるものから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。